

「(仮称)北部地区再生可能エネルギー工業団地における再エネ電力供給マスタープラン」  
策定業務委託仕様書

(適用)

- 1 本仕様書は、「(仮称)北部地区再生可能エネルギー工業団地における再エネ電力供給マスタープラン(以下、マスタープランという。)」策定業務委託に適用する。

(目的)

- 2 国では、GX2040 ビジョンに位置付けた「GX 産業立地」の方針に基づき、再エネ電力の供給地域に、電力多消費型産業の集積を促進することとしており、洋上風力発電等の豊富なクリーン電力を有する本市は、国が目指す産業集積地となり得るポテンシャルを有している。

このような本市の優位性を活かし、新たな産業活動による雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギー100%の供給を目指す「北部地区再生可能エネルギー工業団地(以下、工業団地という。)」を整備することとしている。

こうしたことを受け、本業務では、「(仮称)北部地区再生可能エネルギー工業団地における再エネ電力供給マスタープラン」を策定し、再生可能エネルギー100%供給の実現に向けた再エネの調達手法や事業モデルの設定、電力供給スケジュール等を取りまとめることを目的とする。

(業務内容)

- 3 受託者は、以下の業務を行うものとする。

(1) 前提条件の整理

ア 関係計画の整理

受託者は、本事業に関係する各種計画について整理を行い、マスタープランとの整合を図るものとする。

(ア) 国が策定した関連計画(「第7次エネルギー基本計画」「GX2040 ビジョン」等)

(イ) 県が策定した関連計画(「第3期秋田県新エネルギー産業戦略」「秋田県の豊富な再エネポテンシャルを活かした再エネ工業団地での電力供給事業 マスタープラン」等)

(ウ) 市が策定した関連計画(「秋田市新エネルギービジョン」等)

イ 工業団地の整備環境等の整理

工業団地の整備規模や立地を想定する産業業種、当該工業団地の概要(開発面積、分譲面積、土地利用計画図等)について分析・整理すること。

(2) 再エネポテンシャルの把握

県内および市内における再エネ導入状況(実施主体、設備規模、導入時期等)や導入計画(実施主体、設備規模、導入時期等)について、公表情報およびヒアリン

グに基づき把握し、当該工業団地で利用可能性が考えられる再エネポテンシャル（導入可能性量）を把握すること。

(3) 事業コンセプトの検討

再生可能エネルギー100%供給の実現および工業団地の整備にあたり、本市が目指すべき事業コンセプトを作成する。なお、作成にあたっては、市と協議のもと実施すること。

(4) エネルギー需要の想定

工業団地内に立地する需要家を複数パターン想定し、各需要家における時間帯別・季節別電力需要量を推計すること。

(5) エネルギー供給手法の分析

ア 再エネ事業者への供給可能性調査

既存の再エネ事業者に対し、卒FIT後の展望やFIP転等（FIT電源のFIP制度への切り替え）による、当該工業団地への再エネ供給可能性調査を実施すること。

イ 再エネ供給手法の分析

再生可能エネルギー100%供給の実現に向けた手法を複数（地域新電力の活用を含む。）検討するとともに、各手法別のメリット・デメリットの整理や実現可能性などについて分析すること。

ウ 電力需給カーブの推計

再生可能エネルギー100%供給を実現するための電源ポートフォリオおよび工業団地内のエネルギーシステムのあり方を検討すること。

(6) 電力供給の実現に向けた検討

ア 事業モデルの検討

(1)から(5)までの結果を踏まえ、事業コンセプトの実現に資する事業モデルを構築すること。なお、事業モデルの構築にあたっては、最新の関連制度に留意した事業主体のあり方を検討するとともに、実現性および実効性の高いモデルを構築すること。

イ 事業シミュレーションの実施

官民それぞれの役割分担に留意した事業スキームのもと、事業化に係る費用を試算すること。また、事業採算性に影響を及ぼす項目を特定し、感度分析により事業採算性を把握すること。

ウ 事業スケジュールの検討

再生可能エネルギー100%供給の実現に向けた事業化スケジュールを、関係者との合意形成や法制度等の観点から整理すること。

エ 実現にあたっての課題とその対応方針の検討

事業スケジュール上の内容の実現にあたって解決すべき課題を抽出し、その対応方針を検討すること。

(7) その他

(1)～(6)に掲げる業務内容のほか、追加すべき有意義な取組がある場合には、その内容を提案し、市と協議のうえ必要に応じ業務として実施すること。

(8) 業務報告書の作成

(1)～(7)までの業務実績をとりまとめ、業務報告書を作成すること。

(9) 打合せ協議

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、定期的な打合せを実施すること（オンライン会議も可とする。）。また、打合せを行った際は、速やかに議事録を作成し、提出・保管すること。

#### 4 成果品

本業務完了後、受託者は直ちに以下の書類を市に提出し、検査を受けることとする。

- (1) 事業実施報告書 A4版カラー印刷 2部
- (2) マスタープランの製本(フルバージョン) 1部
- (3) マスタープランの製本(概要版) 1部
- (4) マスタープラン [概要版 (PowerPoint 形式 A4横)] 1部
- (5) 調査解析資料 一式
- (6) 電子データ (CD-R焼付等) 2部

【納品場所】秋田市産業振興部新エネルギー産業推進室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎3階

#### 5 著作権の譲渡等

(1) 著作権の譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に市に譲渡する。なお、譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者（以下、「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあって

は、関係者を含む。以下同じ。)は、市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

#### (4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。

また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

#### (5) 著作者人格権の不行使

受託者および関係者は、前(3)又は(4)に該当する場合、市および市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

#### (6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含まれるものとする。

### 7 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### 8 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 再委託について

ア 受託者は、業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を再委託することができるが、その場合は書面により市の承認を受けること。

#### (2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

#### (3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

### 9 その他

(1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。

(2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとと

- もに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。
  - (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
  - (5) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。